

25—01 P U D T

査定系審判、商標登録異議、判定の指定期間

査定系審判、商標登録異議、判定の指定期間は本節(25—01)に記載したとおりである。本節(25—01)が適用されない以下の事件については、それぞれ参照先の節を参照されたい。

無効審判、訂正審判及び商標登録取消審判における指定期間（→25—01.2）

特許異議の申立てにおける指定期間（→25—01.4）

指定期間の延長（→25—04）

I 原則

指定期間については、原則として以下のとおり取り扱う（商標登録異議申立事件についても同様）。

ただし、請求人と合意したとき等は、指定期間は以下とは異なる期間が指定されることがある。

1. 手続をする者が国内居住者（在内地者）の場合

- (1) 法律及び省令の規定により特許庁長官又は審判長が指定する期間（指定期間）は、以下を除き、特許に関しては60日、意匠、商標に関しては40日、実用新案に関しては30日とする。
- (2) 手続の補正及び弁明書提出（特§17③、実§2の2③、意§68②、商§77②、特§18の2②、実§2の5②、意§68②、商§77②、特§133①、②、§133の2②、実§41、意§52、商§43の14、§56①、§68④）のための指定期間は、30日とする。
- (3) 意見書の提出期間については、拒絶理由通知で引用された文献等、意見書の作成に必要な書類謄本の交付を特許庁に請求したときは、謄本又は抄本の発送の日から23日間延長する（特許を除く）。
- (4) 審尋（特§134④、意§52、商§43の15①、§56①、§68④、特§174②、意§58②、③、商§62①、②、§68⑤）に対する回答書の提出を求められた者が提出する実験成績証明書又は特殊なひな形若しくは見本の提出期間については、それぞれの場合

を考慮して、(1)に定める期間と異なる期間を指定することができる。

- (5) 郵便又は信書便で差し出された期間の定めのある書類又は物件の通信日付印が不明瞭なため、期間内に差し出されたものであるか否かが不明であるため書留郵便物受領書、特定記録郵便物受領証等の提出を求める（特 § 134④、§ 174②、§ 194①）ときの指定期間は10日とする。
- (6) 手続をする者及びその代理人の責めに帰することができない理由によって(1)及び(2)に定める期間内に手続をすることができないと認めるときは、(1)及び(2)に定める期間と異なる期間を指定し、又は必要な期間の延長を認めることができる。
- (7) 遠隔又は交通不便の地にある者のための延長（特 § 4、意 § 68①、商 § 77①、意 § 17の4、商 § 17の2②）は、手続をする者又はその代理人が、別表に掲げる地に居住する場合とし、15日とする。ただし、拒絶査定不服審判の請求期間（特 § 121①、意 § 46①、商 § 44①）、補正却下決定不服審判の請求期間（意 § 47①、商 § 45①）は延長しない。

なお、審査における補正却下後の新出願の期間（意 § 17の3①、商 § 17の2①）は延長しないが、審判における補正却下後の新出願の期間（意 § 50①、商 § 55の2①）は延長できる（意 § 17の4②、商 § 17の2②）。

2. 手続をする者が在外者である場合

- (1) 以下に掲げる書類その他の物件の提出についての指定期間は、特許、意匠、商標に関しては3か月、実用新案に関しては60日とする。ただし、代理人だけでこれらの物件を作成できると認めるときは、1.の(1)に規定する期間とする。
- ア 意見書（特 § 48の7に規定するものを除く。）
- イ 答弁書（裁定の場合に限る。）
- ウ 協議命令（特 § 39⑥、意 § 9④、商 § 8④）に応答する書面
- エ 上記1. (3)の期間
- オ 手続補正書（特 § 17③、実 § 2の2③及び特 § 133①、②に掲げるときに係る手続の補正を命じられた者の提出する手続補正書を除く。）
- (2) 上記1. (2)の手続の補正、弁明書の提出のための指定期間は、30日とする。
- (3) (1)の各号に定める物件以外の物件の提出についての指定期間は、1.の(1)に規定する期間とする。

(4) 1. の(3)から(5)までの規定は、在外者が手続をするときに準用する。

(5) 遠隔又は交通不便の地にある者のための延長（特 § 4、意 § 68①、商 § 77①）、意 § 17 の 4（商 § 17 の 2②）は、60 日とする。ただし、特許の拒絶査定不服審判の請求期間（特 § 121①（存続期間の延長登録出願の拒絶査定不服審判についての期間を除く）は、1 月延長し、意匠及び商標の拒絶査定不服審判の請求期間（意 § 46①、商 § 44①）補正却下決定不服審判の請求期間（意 § 47①、商 § 45①）は延長しない。

なお、審査における補正却下後の新出願の期間（意 § 17 の 3①、商 § 17 の 2①）は延長しないが、審判における補正却下後の新出願の期間（意 § 50①、商 § 55 の 2①）は延長できる（意 § 17 の 4②、商 § 17 の 2②）。

II 判定の指定期間

1. 判定についての意見書の提出、答弁書の提出及び弁駁書の提出のための指定期間（各法共通）は、手続をする者が国内居住者の場合は 30 日、在外者の場合は 60 日（請求による延長はしない）とする。

2. 在外者の手続の補正及び弁明書の提出については、上記 I 2. (2)に記載された期間とする。

（→ 期間一般について、方式審査便覧（04. 期間））

別 表

東京都	伊豆諸島・小笠原諸島
石川県	輪島市海士町（舳倉島）
鹿児島県	南西諸島
沖縄県	沖縄本島を除く周辺諸島
北海道	北海道周辺諸島

（改訂 H27. 10）